

事業者各位

高田労働基準協会長

職長等の能力向上教育(製造業)開催のご案内

製造業における職長等の能力向上教育については、厚生労働省通達(令和2年3月31日付基発0331第7号厚生労働省労働基準局長通達)により、概ね5年ごと及び機械設備等の大幅な変更があったときに、能力向上教育を受けさせる必要があります。

つきましては、令和2年度の能力向上教育を以下のとおり実施しますので、該当する職長等は受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 受講資格 職長等の安全衛生教育を受講後、概ね5年以上経過された方。

2 日 時 令和2年 9月17日(木) 8時50分～
令和2年 9月18日(金) 8時50分～ * 何れか希望する日を選択して下さい。
令和2年10月20日(火) 8時50分～
令和2年10月23日(金) 8時50分～

3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)
9月17日は1F実習室、それ以外の日は2F視聴覚室

4 申込方法

(1) 受講料

会 員 ¥8,800 (テキスト代含む)

非会員 ¥13,200 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

(2) 申込先

別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付してFAXで申込下さい。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595
FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

(3) 受講料振込先

第四銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局

(4) 定 員

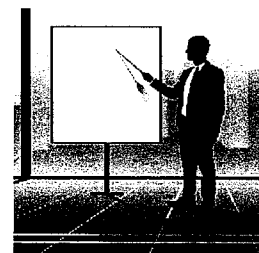
9月17日(木) 20名

9月18日(金) 30名

10月20日(火) 30名

10月23日(金) 30名

定員なり次第申込締切とさせていただきます。
申込の際、事前に定員状況をご確認ください。



5 講習科目

(1) 学 科

① 職長等として行うべき労働災害防止 2時間

② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1時間

③ 事業場における安全衛生活動・労働安全衛生マネジメントシステムの仕組みなど 1時間

(2) グループ演習

事業場における安全衛生活動・危険性又は有害性等の調査及び
結果に基づき講ずる措置など

2時間

裏面に続く

6 注意事項

- (1) 当日の受付は、午前8時30分～45分の間に済ませて下さい。
会場の都合により、開錠は午前8時30分頃となりますので、ご注意ください。
- (2) 受講票は発行しませんので了承願います。
- (3) 昼食は各自準備して下さい。

7 講習修了証の交付

講習終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

「職長能力向上教育(製造業)」申込書

ふりがな 受講者名	生年月日	住所	受講日
	昭和・平成 年 月 日生		9/17 9/18 10/20 10/23
	昭和・平成 年 月 日生		9/17 9/18 10/20 10/23
	昭和・平成 年 月 日生		9/17 9/18 10/20 10/23
	昭和・平成 年 月 日生		9/17 9/18 10/20 10/23

受講希望日に○印を付して下さい

* 「職長等安全衛生教育」修了証(写)を必ず添付してください。

会員 ・ 非会員 いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

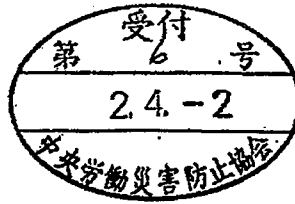
事業所の名称 ☒

高田労働基準協会会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名 ☒

ご担当者名：部署

*ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。



基発 0331 第 8 号
令和 2 年 3 月 31 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について

作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。以下「職長等」という。）に対する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する教育等（以下「能力向上教育」という。）に準じた教育については、「安全衛生教育の推進について」（平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号労働省労働基準局長通知）別紙「安全衛生教育推進要綱」（以下「推進要綱」という。）の 3 の（4）及び別表の 2（3）において、事業者が実施すべきものとして示しているところです。

製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要であることから、今般、推進要綱を踏まえ、製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）の詳細について下記のとおりとするので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知いただくようお願いします。

記

- 1 製造業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね 5 年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を行うものとする。
- 2 職長等能力向上教育の実施に際しては、教育目標を定めた上で、別表に示す要件を満たすカリキュラム（以下「実行カリキュラム」という。）を以下の（1）及び（2）に留意して策定すること。実行カリキュラムの合計時間は 360 分以上とすること。
 - （1）別表に掲げる科目のうち「職長等として行うべき労働災害防止及び労働者

に対する指導又は監督の方法に関すること」の範囲及び時間について

実行カリキュラムにおいては、当該科目における範囲「1 基本項目」の時間を120分以上とすること。また、必要に応じて、当該科目における範囲「2 専門項目」から教育目標に沿った項目を選択し、実施すること。

(2) 別表に掲げる科目のうち「グループ演習」の範囲及び時間について

実行カリキュラムにおいては、当該科目について、(1)の科目に係る範囲のうち「2 専門項目」から選択している場合に限り、この「2 専門項目」に関連する項目を選択し、120分以上行うこと。

3 安全衛生団体等が職長等能力向上教育を実施する場合は、以下の(1)～(3)に掲げる者の中から講師を充てること。ただし、2(1)の科目に係る範囲のうち「2 専門項目」を選択する場合には、当該「2 専門項目」に係る職長等能力向上教育については、(4)に掲げる者を講師として充てること。
なお、事業者が職長等能力向上教育を実施する場合についても、同様の取扱いとすることが望ましいこと。

(1) 「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」(平成13年3月26日付け基発第177号厚生労働省労働基準局長通知。以下「第177号通達」という。)による職長等教育講師養成講座又は職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

(2) 「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」(平成18年5月12日付け基発第0512004号厚生労働省労働基準局長通知)による改正前の第177号通達(以下「旧第177号通達」という。)による職長等教育講師養成講座を修了した者(旧第177号通達の記の3により所定の科目を受講した者を含む。)であって、第177号通達の別紙1の表の左欄に掲げる科目4のうち「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する項目を受講した者又は旧第177号通達による職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者(旧第177号通達の記の3により所定の科目を受講した者を含む。)であって、第177号通達の別紙2の表の左欄に掲げる科目4のうち「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する項目を受講した者

(3) 上記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(4) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法

(昭和 39 年法律第 118 号) 第 12 条第 1 項に規定する安全管理士及び衛生管理士等、2 (1) の科目に係る範囲のうち「2 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

4 安全衛生団体等が職長等能力向上教育を実施する場合にあっては、当該職長等能力向上教育の一回当たりの受講者は 50 人以下とすること。また、科目「グループ演習」は、受講者をそれぞれ 10 人以下のグループに分けて実施すること。

5 安全衛生団体等が職長等能力向上教育を実施した場合には、当該職長等能力向上教育の修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成して、これを実行カリキュラムと合わせて 3 年間以上保管すること。

なお、事業者が職長等能力向上教育を実施した場合についても、同様に記録を作成し、保管することが望ましいこと。

(別表)

実行カリキュラムの要件

科 目	範 囲	時間
職長等として 行うべき労働 災害防止及び 労働者に対す る指導又は監 督の方法に関 すること	1 基本項目 (必須) (1) 職長等の役割と職務 (2) 製造業における労働災害の動向 (3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として 行うべき労働災害防止活動 (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき 講ずる措置 (5) 異常時等における措置 (6) 部下に対する指導力の向上 (リーダーシップなど) (7) 関係法令に係る改正の動向	120 分 以上
	2 専門項目 (選択) (1) 事業場における安全衛生活動 (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (3) 部下に対する指導力の向上 (コーチング、確認会話 など)	必要な 時間
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 職長等の職務を行うに当たっての課題 ・ 事業場における安全衛生活動 (危険予知訓練など) ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講 ずる措置 ・ 部下に対する指導力の向上 (リーダーシップ、確認 会話など)	120 分 以上
	合 計	360 分 以上